

第 6 章

地方公立大学における男女共同参画推進の試み

静岡県立大学の取組事例

犬塚 協太

1 はじめに

近年全国的な規模で着実な進展が見られるのが、各大学における男女共同参画の推進に向けた取組である。しかし、その中で公立大学における男女共同参画の推進に関しては、特有のさまざまな問題点が存在しているように思われる。

たとえば最近この分野での進展が全体として著しい国立大学については、規模や学部構成などの差異は大きくても、設置形態は国立大学法人に統一化されており、国の施策としての男女共同参画推進、とりわけ女性研究者の研究活動支援事業の積極的展開などといった政策動向を、多少のタイムラグはあっても各大学で比較的ストレートに反映する動きが顕著である。男女共同参画推進機関の学内設置が多く、国立大学で大幅に進むなど、特定の方向へ足並みをそろえたこうした動向により、総体としてその取組レベルの底上げが最も図られていると見ることができよう。

また私立大学については、個々の大学ごとに設立経緯や大学を取り巻く教育的、社会的、経済的環境・条件の違いがきわめて大きいため、男女共同参画の推進に関してもその取組程度にバラつきが非常に大きく、一概にその動静の特徴をとらえることはできない。しかし、一部の私立大学においてはこの問題への深い認識

II 実践の展開

と大学としての積極的な取組姿勢に基づいて、それぞれの大学の特色を活かした個性的でユニークな事業展開を行っており、むしろそうした大学の中には、質量ともに先進的な国立大学と比べても遜色がない充実した男女共同参画の取組や女性研究者育成・支援の成果を示してきているところも決して少なくないといえる。

しかし、このような国立大学、私立大学における男女共同参画の取組の現状に比べて、公立大学における状況は相当異なるといわなければならない。そこでは、国立大学のように大学群全体として男女共同参画推進へのある程度まとまった方向性が示されたり、取組水準の底上げが認められるわけではない。また、たとえば最近の文部科学省女性研究者研究活動支援事業のようなプロジェクトに採択され、高い水準の取組を示す大学も増加しつつあるとはいえ、相当数の私立大学が取り組んでいるような先進的で個性的な取組事例については必ずしも顕著であるとはいえない。

筆者の見たところ、ここには公立大学における男女共同参画の推進に関して、国立大学とも私立大学とも異なる、以下のような公立大学特有の背景事情が存在しているように思われる。

- ・地域や設置者の多様性から来る、男女共同参画への問題意識や取組意欲における大学間の温度差
- ・法人化しているか否かによる、大学独自の取組への裁量可能性に関する大学間の格差
- ・単科の小規模大学が多いこと等による独自の取組への財政的・人的制約条件の大きさ
- ・国立大学、私立大学に比べ、女性管理職・女性教員が比較的多いことにより、かえって男女共同参画の意義の理解や女性研究者の拡大、支援に向けたインセンティブが一部には働きにくくなるという事情
- ・地域内外の大学間や、大学と自治体、企業、地域団体等の各種地域アクター間との連携体制の未整備による情報共有や連携活動の不十分さ

これらの公立大学特有の事情を反映し、一部の積極的な取組事例を除いて、残念ながら全体として国立大学や先進的私立大学に比べて活発とはいえないのが公立大学における男女共同参画の取組であると、ここでひとまず総括することができます。そして、このような状況は、さらに首都圏や関西圏など大都市圏に所在する公立大学に比べ、人口減少・人口流出が深刻化しつつあり、産業の空洞化や地域経済の停滞などによる財政基盤の弱体化が進むなど、さまざまな個々の地域課題を抱える地方に所在する公立大学においてより顕著であると思われる。しかもこうした、いわゆる「地方公立大学」の方が、数においても圧倒的に多いことはいうまでもない。となると、今後公立大学における男女共同参画の帰趨を左右するのは、このように条件的にはより不利な状況にあるように見える地方公立大学において、現実的でなおかつそれなりの実効性を伴った男女共同参画の取組の可能性を追求することであると見ることもできます。

以下に示すのは、筆者が所属する静岡県立大学という、まさに典型的な地方公立大学において現在取り組まれてきている男女共同参画推進事業の一端である。これらの取組の内容は客観的に見て、先進的な他の多くの国公立大学における同様の取組には、規模においても質的な水準においても、到底比肩しようような内容を持つものではないことは、あらかじめお断りしておかなければならない。しかし、地方公立大学の多くに共通する上記のようなさまざまな制約条件の中で、時にはそれを逆手にとって活かしながら取り組んできた本学でのささやかな取組を、むしろそうした共通点を持つ多くの地方公立大学において、量的・質的に限られた内容のものであっても、さしあたり大学としての男女共同参画の推進を図るに際して、何らかの参照事例としてとらえていただければ幸いである。

2 静岡県立大学における男女共同参画推進の概要と問題点

静岡県立大学における男女共同参画の推進を担う担当機関は、2008年7月に設置された全学組織である男女共同参画推進センター（以下「センター」）である。センターには教員の中から学長により選任されたセンター長、副センター長各1

II 実践の展開

名が置かれ、センター業務を担当するセンター教員や事務局からのセンター担当職員がそれぞれ教員、職員の中から選出される。とくにセンター教員・職員人数の規定はない。ただし、センター長以下これらの教員・職員はすべて専任ではなく、すべて本務として各部局の業務の他に、センターの業務を兼任として行う（2014年9月現在センター教員は複数学部から6名、職員は大学事務局から1名選任されている）。なお、筆者は2008年センター発足以来副センター長に就任し、2012年からはセンター長を務めている。

センターの担当すべき業務については包括的にはセンター規則にも規定されているが、その内容をより実質的、具体的に整理して、概ね下記の6つの業務が基本方策として発足以来センターにおいて確認されている。

- ① 教育に関わる男女共同参画の推進（学生・教職員への男女共同参画に関わる教育・啓発など）
- ② 研究に関わる男女共同参画の推進（男女共同参画やジェンダーに関する学内、学外での調査・研究など）
- ③ 雇用に関わる男女共同参画の推進（女性研究者や女性職員の採用・登用の促進、ポジティブ・アクションの導入など）
- ④ 教育・研究・就業と個人生活・家庭生活の両立支援（教職員のワーク・ライフ・バランス実現のための各種支援策）
- ⑤ 教育・研究・就業環境の整備・改善（ジェンダーに敏感な視点からの各環境の見直し）
- ⑥ 地域社会における男女共同参画活動との連携（静岡県内の各自治体、企業、地域団体、NPO団体等との連携・協力）

この基本方策に準じて、センター発足以来、各種業務の推進がめざされてきた、というのが、一応の静岡県立大学（以下「本学」）における男女共同参画推進に関する概要である。

しかし、実は、こうした各基本方策は、現在のセンターの学内における制度上、組織上の位置づけの下では、そのすべてを十分な形で実現することは困難であるといわざるをえない。というのも、本センターは本学内においては、あくまでも

特定業務を遂行するために設置された付属機関の1つであり、大学組織全体の意思決定、とりわけ最も重要な人事配置や予算配分に関する意思決定に関与するような大学運営の基幹組織としては位置づけられていないからである。これはひとつにはセンターの設立に係る事情も関係している。本センターはもともと2008年当時の学長が、充て職として静岡県の男女共同参画会議の議長を務めるという経験を通して、大学においてもこの取組を行うことを認識し、その主導の下に誕生したという経緯があった。したがって、センター設立はどちらかといえば偶発的で間接的な要因が中心と見るべきであって、学内から、大学全体の意思決定に関与する部分での権限付与も含めてセンターを設立すべきといった強い要請が内発的・直接的に起こったという経緯とは異なっていたというべきであろう。この点は、例えば科学技術振興調整費による女性研究者支援のための各種外部資金の採択をめざす取組をきっかけにして、男女共同参画推進を大学の基幹的方策と位置づけ、例えば男女共同参画推進室や、推進委員会といった該当部局のトップに副学長や理事といった役員クラスの役職者を充てるとか、学長の裁量部分を大きく拡大するなどして、人事や予算といった最重要の意思決定プロセスの少なくとも一部と連関させるような形で男女共同参画関係の推進機関を設置してきた多くの国立大学などとの違いであるといつてよいであろう。現に本センターでは業務の主な審議機関としての推進会議が設けられているが、これはあくまでもセンター内部の審議機関であり、大学全体の意思決定に関与するような形での審議や決定のための機関にはなっていない。

したがって、上記のような基本方策を掲げてはみても、実質的には、本学における男女共同参画推進の取組業務の内容は、その実態に関しては大きな制約条件が課せられているといえる。その内容は主として次の2点に集約されよう。

1つは、財政面や人的資源に関しては、ある程度限られた条件の中で業務遂行をせざるをえないことである。上述したように、センターはあくまでも大学の特定業務のための付属機関としては他の各種センター等とも同格であり、固有の専任教員組織や学生を持たないため、予算措置に関しては学部組織等とは決定的に異なる規模とならざるをえない。また兼務で行うセンター教員業務についても担

II 実践の展開

当者は学内の限られた人的資源からの選任になるため、男女共同参画やジェンダー問題についての専門的知識を有する限られた教員がどうしても多くの業務を担当せざるをえないという問題が生じやすい。

もう1つは、本来センターが遂行することが求められる基本方策のうち、大学全体の予算や人事に関連する主要課題については、その意思決定がセンターの権限そのものを越えているため、センター業務としては、せいぜい大学の意思決定機関に対する「提言」といった内容を除き、ほぼ不可能となるといった点である。具体的には、上記の基本方策のうち、とくに③④⑤に関する方策の推進については、内容的に見て大きな予算措置を伴わなくては実施不能なものや、大学全体もしくは各部局の採用、昇進、登用といった人事戦略に直接かかわるものがほとんどであるため、これらへの取組はセンターとしては実質的にはほぼ実施困難であり、「提言」という結果にとどまる限界内の取組に限られてくるということになる。またその他の諸方策についても、センターの裁量で基本的には推進は可能であるが、一部には同様の制約を想定せざるをえないともいえよう。

これらの実態は、明らかにセンターとしての業務遂行の上で、大きな制約条件であることはいままでもない。したがって、現実問題としては、与えられた条件の中で可能な方策に積極的に取り組むためには、規定の学内資源以外の何らかの資源をフルに活用して状況の改善を図る工夫が一層重要になってくるともいえる。

以下では現在実施しているセンターでの業務内容について、具体的には上記のうち残る①②⑥の各分野に関する取組内容の代表的なものを事例として示しながら、さらにこの点についての検討を進めたい。

3 静岡県立大学における男女共同参画推進への取組

教育・啓発活動

本学における男女共同参画推進のための取組のうち最も主要な領域の1つは、学生・教職員に対する男女共同参画に関する教育・啓発に関する活動である。こ

うした分野の活動はセンター発足当初からセンターの最も中心的な業務として位置づけられてきた。その内容は大きく分けて、①「全学共通科目」における「男女共同参画社会とジェンダー」の開講、および②学生や教職員を対象とした各種啓発講座やセミナー等の開催の2つである。ここでは特に①を中心にその内容と特色に触れていきたい。

上記①の「男女共同参画社会とジェンダー」は、男女共同参画社会への深い理解を持った次世代を育成するという目的のもとで、センター開設の翌年2009年度より現在まで、毎年前期15コマで開講している一般教育的内容の科目である。例年授業全体は大きく総論と各論の2つのブロックに分けられ、前半の4～5回は導入と概論にあてられて男女共同参画社会とジェンダーに関する基礎的な知識の修得がめざされ、後半の10～11回では、たとえば「労働とジェンダー」「教育とジェンダー」などといったタイトルで、現実社会の具体的な諸領域やテーマごとにジェンダーの視点から見たそれぞれの現状と課題について認識を深めるという構成を取っており、学外を含む複数講師によるオムニバス形式で行われている（具体的なテーマ構成や授業の内容については、本センターウェブサイトを参照されたい。<http://cpge.u-shizuoka-ken.ac.jp/index.html>）。筆者は開講以来この科目の担当責任者として、授業のみならず、科目全体の構成の検討から、各回のテーマ設定、担当講師の選任・依頼といった運営実務全般に携わってきた。また前半の総論部分の各回の授業を主として担当し、学生への男女共同参画社会とジェンダーに関する基礎知識の浸透に努力してきた。

しかし、この科目の最大の特徴は、何といたっても、ジェンダー問題に関する現実社会の各分野からの幅広い専門家の講義により多様なテーマで実施される後半の各論のオムニバス部分にある。この科目は当初から全5学部（薬学部、食品栄養科学部、国際関係学部、経営情報学部、看護学部）の学生を対象とした一般教育的科目として位置づけられてきたため、男女共同参画社会とジェンダーに関し、特に社会科学的観点を中心とする特定の専門的知識の深化をめざすというよりも、できるだけ多様な現実社会各領域におけるジェンダーの諸問題を広く扱って、学生の関心・興味を引きつけつつ、自らの専攻分野や日常生活にも深くこの問題が関

II 実践の展開

わることを実感してもらうことを主眼として行ってきた。しかし、本学においては4年制各学部が設置され、この科目が開講されるキャンパスにおいて、ジェンダー研究分野を専門とする教員は厳密には筆者のみであり、後半のコマについて学内より一部の教員の担当による協力は得られても、それだけでは幅広い分野を網羅することは不可能であった。

そこで筆者が当初から後半部分の特色をなるべく活かすことを意識して採用した方針は、各回の授業担当者選任に関し、できるだけ学外から多様な非常勤講師陣を委嘱するということであった。とはいえ、上述したように、センターの予算は限られており、その範囲内で学外から6～8名程度の非常勤講師を確保するには、とくに交通費に多くの予算を割けないため、講師の委嘱範囲を静岡県内に限定せざるをえないという制約がかかってくる。また県内全体に視野を広げても、講師候補者を県内大学のジェンダー研究者等に狭く限定していたのでは、到底必要な人数を確保することはできない。そこで筆者としては、大学の研究者に限定せず、むしろこれまでに県内で知遇を得てきた、地域における男女共同参画やジェンダー問題に取り組む市民活動家、民間研究者、ジャーナリスト、教育関係者、アーティストでかつ性的マイノリティの当事者といったさまざまな人々にも幅広く人材を求めて、講師選定を行うことを心がけてきた。この場合、当該科目が上記のように深い専門性よりも幅広く実社会の現状としてのジェンダー問題とその解決に取り組んだ経験から、現場の生きた情報を学生に伝えることを主眼とした科目であったことも好条件であった。幸いなことに、この授業は特にこうした後半のオムニバス部分での各回のテーマの多様性と講師の多彩さによる毎回の授業内容の充実化が功を奏し、学生よりの評価も上々で、例年学生による授業評価アンケートでもきわめて高い満足度を示している科目となっている（たとえば2014年度の結果では「総合的に判断してこの授業から十分な満足が得られましたか」という質問に対しては、「強くそう思う」51.16%、「そう思う」39.53%という高い数値が得られている）。

ここで筆者が強調したいのは、このように予算等の大きな制約条件のもとで、できるだけ特色ある内容で学生からも評価される男女共同参画科目を実現する

ためには、地域社会の現状に即したテーマ設定と地域に密着した人材登用による講師選定を行うことで、そうした不利な条件を逆手に取ったユニークで多様性と具体性に富んだ構成による授業実践は可能であるという点である。つまりここで重要なのは、地方公立大学においては、学内における男女共同参画推進の事業展開を進める上で、実は大きな意味を持つのは、人材の供給源という一点を取ってみても明らかなように、地域社会という学外との連携・協力関係の充実に他ならないという事実とあってよい。

紙数の都合で詳しくは触れられないが、教育・啓発活動のもう1つの柱である、上記②の学生や教職員を対象とした各種啓発講座やセミナー等の開催といった活動にしてもこのことは同様である。センター発足以来、ほぼ毎年開催してきた講座には、たとえば学生に対するデートDV防止のためのセミナーがあるが、これは静岡県の男女共同参画課の事業の1つである学校へのデートDV防止のための講師派遣事業としてのデートDV防止出前セミナー制度を活用して、県に講師派遣を依頼して行っている講義であり（「デートDV防止あざれあ出前セミナー」、同じくデートDV防止目的を含み学生向けの男女共同参画の視点を盛り込んだ恋愛啓発講座（「男女共同参画推進センター講演会」）は、静岡市女性会館との共催事業として例年好評裡に開催しているものである。さらに学生・教職員向けに毎年開催してこれも好評を博している性暴力防止のためのセミナー（「性暴力防止啓発講演会＋女性学生のための護身術講座」）は、女性のための護身術講座が組み込まれて大変実践的な内容の講座であるが、これももともとは静岡市女性会館との共催で始まったという経緯がある。これらの講座はいずれも講師謝金などの経費について静岡県や静岡市の主催事業という制度が利用できた場合は県や市の外部資金で賄えた年も多く、また謝金はセンター予算から支払う場合でも、講師の手配やアテンド、当日の準備など運営に関する多くの部分を県の担当課や市の女性会館の人員でカバーしてもらするなど、本センターにとって共催事業としての利点がさまざまに存在している。

これらの講座、セミナー等の活動は、まさに学生や教職員向けの男女共同参画啓発活動の典型的なものであり、本来的なセンターの活動内容と呼ぶにふさわし

II 実践の展開

い内容であるが、しかし、やはり限られた予算や担当人員の中からこれらの講座を一から企画・運営していくことは現状のセンターの人的・財政的資源だけでは困難な側面も多い。そうした点を補ってセンターの啓発活動の実践を図る上で、このように地域における行政との経年的で緊密な連携・協力関係の構築は非常に重要であるといえよう。そして、このことは、実はセンターの関わるこの他の事業にもほぼ共通する重要な活動指針としての視点でもある。

調査・研究活動

これもまた、種々の制約条件の多い中で、センターが（あくまでも予算の範囲内ではあるが）独自に計画・立案し、実行することのできる主要業務の1つとってよい。

これまでの活動内容についていえば、ここでも大きく分けて、①学内の教職員・学生等を調査対象とした、学内の男女共同参画推進のための調査・研究活動と、②学外からの依頼により、センターが外部委託事業として実施する調査・研究活動の2つがある。①には主な取組として、たとえば最近のものでは、学内の教職員を対象に、ワーク・ライフ・バランス支援の基礎データ収集を目的として今年実施し、現在結果を集計・分析中の「学内保育ニーズに関するアンケート」調査などがあるが、ここでは主として、やはりセンターと地域との連携・協力関係の一端として重要な意義を持つ②について、その内容・特色について触れることとする。

上記の②について、本センターが取り組んできた代表的な事業としては、静岡県沼津市からの委託による指導調査研究事業としての「男女共同参画推進モデル地区事業」がある。

これは沼津市が、特に地域の自治会といったこれまで男女共同参画的意識の浸透や活動実践において不十分な状況にあった地域自治活動を、男女共同参画の観点から活性化させることを目的に、2009年度から2年単位で現在まで継続実施している事業である。具体的には沼津市の地域単位である複数の連合自治会からなる市内各「コミュニティ」から、市が地域の特性・条件に応じて「男女共同参

画推進モデル地区」を選定し、各地区2年単位事業として、初年度は委託を受けた本センター研究者（筆者）がまず各地区の年間の事業・行事に参画調査して、男女共同参画の観点からの課題を抽出し、翌年度にそれに基づき各事業や行事の見直し、修正、新規事業の展開などに向けて助言・指導する、というアクション・リサーチ的取組である。2年間の取組を通して、地域自治活動に男女共同参画の視点・発想や問題意識を定着させ、地域の課題解決や活動の活性化につなげるといふ実践的成果を志向しており、いずれ各モデル地区での取組を参考に、類似の地域特性を持つ他のコミュニティでの実践に順次つなげ、全市的に拡大することをめざしたものである。

センターとしては、この事業の開始から市よりの事業委託を継続して現在まで受け、これまでに

- ・2009～2010年度 第五地区コミュニティ（中心市街地域モデル地区）
- ・2011～2012年度 愛鷹地区コミュニティ（近郊農村地域モデル地区）
- ・2013～2014年度 内浦地区コミュニティ（漁村地域モデル地区）

の3地区で調査活動を実施し、毎年報告書を作成してきている。この調査研究事業については、地域における男女共同参画の推進を地域自治活動を通して一層本格的に行政が図る上で、きわめて実践的な研究成果を提示することができた研究として専門的にも注目されており、2014年9月には、静岡大学において開催された国際ジェンダー学会においても、筆者によってその内容が公開シンポジウム講演として詳しく報告されている。

またこの他にも、静岡県男女共同参画課からの委託による調査研究事業として、2010年度には「静岡県における女性研究者が活躍するための環境づくりに関する基礎調査」を受託している。これは静岡県内の大学、民間等で働く女性研究者の活躍を促進する上で、そのキャリア形成への支援のための基礎情報を収集する目的で県がセンターに委託した調査であり、筆者が担当して、「女性が働くことに対する女子学生（理科系）の意識に関する調査」として本学の女子大学生に対する女性就業全般に関する意識アンケート調査と、「大学における『女性研究者』育成支援に関する基礎調査」として女性大学院生8名に対するインタビュー調査、

II 実践の展開

それに「地域における『女性研究者』の活躍支援に関する基礎調査として」静岡県内の大学と民間企業に勤務する女性研究者8名へのインタビュー調査を実施している。これは最近とみに注目されている女性研究者の研究キャリア支援やワーク・ライフ・バランス支援を、地域行政が主導して地域における重要課題として取り組もうとしたユニークな姿勢の先駆的表れとして注目すべき調査といえよう。

しかし、やはりこの分野でも重要なのは、これらの委託調査研究事業が、いずれもセンターと地域行政との連携・協力関係の蓄積の一つの具体的な成果の結実であるという点であろう。筆者は、長年にわたり、静岡県内のさまざまな地域行政と男女共同参画施策の策定や推進に関連して多くの連携協力関係を構築してきたが、これらの受託研究も結果としては、そうした関係基盤の上に成立したものであり、センターの主要業務としての研究活動の活性化に、こうした地域行政による外部からの事業展開が直接的に効果を示すという事例ともいえる。

さらにこうした受託研究を通して多少なりとも外部研究資金の獲得という成果も大学にはもたらされており、金額的には大規模とはいえないものの、男女共同参画を通して外部研究資金獲得にも寄与できる可能性が示されたという事例としての意味も大きいであろう。とりわけ、地域との連携・協力のあり方が大学としてのアイデンティティや財政基盤の確立に大きな影響をもたらす地方公立大学にとっては、文部科学省の補助金などのように、金額的規模は大きくても採択までの道のりが厳しい競争的資金獲得以外にも、地域との連携を強化していけば、男女共同参画の研究を通して研究へのさまざまな財政的ルートが開拓できる可能性が示唆されたという点が重要ではないかと考えられる。

地域貢献・地域連携活動

上述のような教育や研究に関わる諸活動は、大学における男女共同参画推進の取組としては、大学の機能や役割に最も即したという意味で本来的で通常の活動といえるかもしれない。しかしその一方で近年大学においては、大学の教育・研究活動の成果やさまざまな資源の社会への還元、つまり社会貢献、地域貢献と

いった役割もまた強く求められるようになってきている。こうした動きはとりわけ地方大学においては顕著である。その意味で、現在のセンター業務の中で、「地方公立大学」としての特色が最も示されているのが、最後の地域貢献や地域連携に関する諸活動といえよう。

本センターも開設以来、さまざまな形で静岡県、静岡市をはじめとする静岡県内の諸自治体や企業、NPO 等との連携・協力に基づく、男女共同参画を通じた地域貢献の一環としての事業を展開してきた。その中でもとりわけユニークと考えられるのは、本センターのこの分野での取組に関しては、教員のみならず学生が関与し、何らかの主体的な役割を果たす活動が中心となっているということである。

これはもちろん、これまで触れてきたように、すべてが兼務であるセンターの教職員組織や人員、あるいは限られた年間予算の範囲だけでは、地域からの期待やニーズに応えうる活動を行う十分な余力がないという事情もその背景としては大きい。しかし、そればかりではなく、将来の静岡県の地域社会を担う人材の育成を主要な役割として期待されている地方公立大学としての本学にとって、そうした人材である学生自身が主体的に関わる男女共同参画のための地域活動を、地域と連携しながら支援し展開していくことは、むしろセンターの本来的な機能と積極的に位置付けることもできると考えられる。これは地域社会にとっては、地域の担い手である若い人材に早くからそこでの実践的な市民としての社会活動への参画を促していくという効果が期待される活動であり、学生にとっても、自らがこれから仕事や生活を通して生きていく現場である地域社会の人々との連携や協力による活動を通し、その現状に触れ主体的に問題意識をもって実社会の課題を考える経験を得ることができるといえる。

このような積極的な意味づけを持つ学生参加の地域貢献・連携活動の事例のうち、例年の継続的な活動としてすでに定着化したものとしては、具体的には下記のような諸活動を上げることができる。

- ① 静岡県・静岡市との連携による、「男女共同参画週間」街頭啓発キャンペーン（例年6月）と「女性に対する暴力をなくす運動」街頭啓発キャンペーン（例

II 実践の展開

年 10～11 月)

静岡県、静岡市、その他県内他大学や女性団体等との連携により、上記の各期間内に 1 日、朝の出勤時間帯に JR 静岡駅コンコースで男女共同参画、あるいは女性への暴力防止のための啓発グッズの配布を行う活動。例年 5～10 名程度の有志の本学学生が参加（学生にはゼミ、授業等で参加呼びかけ）。マスメディアにもしばしば取り上げられ、活動自体の広報はもとより、本学の対外的アピールにも貢献している。

② 静岡県島田市との連携による、「島田市男女共同参画の日記念事業・街頭広報」（例年 7 月 30 日）

島田市とは、2008 年に市が男女共同参画都市宣言を行う際、筆者を通して筆者のゼミ学生がその宣言策定行事に関与して以来、例年本学学生が携わる市内の男女共同参画行事が実施されている。JR 島田駅頭での街頭キャンペーンの他にも、市が昨年まで行ってきたワーク・ライフ・バランス推進事業でもある「家族と地域の時間づくり」事業にも、学生がボランティア参加して各種イベントの運営に携わった経緯もある。

この他にも直近では、2014 年度に、若い世代が少子化問題を自分たちの問題として考える契機づくりをめざし、大学生による大学生への意識啓発のための企画提案事業（「少子化対策に係る大学生、短期大学生の企画提案事業業務委託」）が、2014 年度に、内閣府からの助成を受け静岡県子ども未来課が実施母体となって公募されたが、筆者のゼミ学生を中心としたメンバーによる男女共同参画の視点からの企画提案がその 1 つとして採択され、予算管理その他を本センターが担当して、新たな学生による地域貢献企画として事業が徐々に進行しつつある。

この分野での本センターの取組は、このようにあくまでも学生主体としての取組であり、センターが運営面や地域との連携づくりの側面を支援するという形態を取るところに特色があるといえる。学内の人的資源として教職員のみならず学生をも巻き込んで展開することを通して、地方公立大学の地域貢献活動が、若年世代の実質的な地域活動参画の契機づくりの役割も果たしつつ展開しうる可能性を示したものと見ることもできよう。そして、ここでも①②ですでに繰り返し

強調した通り、あくまでも地域との連携・協力の実績の積み重ねの中で大学の男女共同参画推進の内容の充実化を図る、という基本的方向性が重要な意味を持っているということがあらためて確認されたといっているであろう。

4 まとめにかえて

静岡県立大学における男女共同参画推進センターの各分野の近年の取組のうち主なものを紹介しながら、本学の男女共同参画推進活動事例の特徴について述べてきた。最後に、こうした事例を通してあらためて見えてきた、地方公立大学における男女共同参画推進の方向性や可能性について、若干の検討を行って本稿を閉じることとしたい。

地方公立大学が男女共同参画を推進していくにあたり、本学の事例の検討を通して明らかになった、特に注意すべきポイントは次の3点に集約されよう。

1点目は、地方公立大学においては、男女共同参画の推進にあたってとりわけ学外の地域社会のさまざまなアクターとの連携・協力体制の構築が重要となるということである。

運営費交付金の毎年定率削減等の財政縮小傾向や、多様な研究者人材の確保と定着が次第に困難となりつつあるのは、多くの地方公立大学において共通する課題である。そのような厳しい条件のもとで、できるだけ実効性のある男女共同参画推進や女性研究者支援、ワーク・ライフ・バランス支援を図る上で、他の大学はもとより、行政や企業、自治組織やNPO、さらには個人といった地域の各種のアクターは男女共同参画推進の際の不可欠の人的、財政的、社会関係的諸資源の重要な供給源として大きな意義を持つ存在であるといえる。とくにこのことは、述べてきたように大学の基本的業務としての教育や研究を通じた男女共同参画推進という側面においても然りである。そして、そうした地域資源が必要に応じて十全に供給され活用されるためには、日ごろから地域社会と男女共同参画を通じたさまざまな連携・協力体制を構築しておく努力がとりわけ重要であるといえよう。

II 実践の展開

2 点目は、それと同時に、地方公立大学の男女共同参画の推進にあたっては、学内における諸資源の一層の活用に留意することが必要という点である。とはいえ、財政的資源や、たとえばハード面で学内諸施設の活用などは、重要ではあるが現実的にはおのずから限界があることが多いであろう。この場合最も注目すべきは、教職員以外の人的資源、つまり学生に注目して、その男女共同参画活動への積極的な参画を可能にする状況を作り出したり、その条件を整えるという支援形態であろう。それは本学の例でいえば、現状では特に地域貢献・地域連携活動の実質的な担い手を形成してもらうマンパワーとなりつつある。この場合事業にもよるが、特に参加人数の増加といった量的拡大だけを図る必要はない。限られた人数であっても地域の問題への取組に意欲的な学生は、授業や社会的活動を目的とするサークルなどを通して必ず確保することができる。こうした人材をむしろ前面に出して、地域との連携・協力という「協働」活動の積み上げを図っていくことは、学生の予期的社会化経験としても重要であるばかりでなく、地域からの各種の資源提供への大学としてのレスポンスという意味も持ち、大学と地域との互恵的關係の確立にも寄与するという側面を有することにもここでは注目すべきであろう。

3 点目は、このような地域との連携協力体制の構築と拡大が進展していくことで、最も困難な学内の男女共同参画推進の意義や必要性への啓発や意識・体制変革にもつながる可能性が出てくるということである。たとえば、本学では、2013年度より、文部科学省「女性研究者研究活動支援事業（拠点型）」に採択された国立の静岡大学との間で、県内の他大学や研究機関、企業等と同様に、この事業での連携機関としての関係をあらためて構築している。その結果、たとえば、すでに静岡大学で施行中の、特に子育て・介護中の女性研究者を主な対象とする「研究支援員制度」が新たに連携期間中は本学でも利用可能となり、このために2014年度後期現在5人の女性研究者がこの制度を活用して研究活動にこれまでなかった支援が受けられるようになっている。こうした動きが今後とも継続展開し、制度利用の実績が積み上がって制度の必要性への認識が定着し、男女共同参画の必要性への理解が学内に浸透していけば、これまで肝心の学内で必ずしも十分とは

いえなかった学内教職員へのワーク・ライフ・バランス支援や学内諸環境の整備（本稿2の④⑤などの基本方策）といった新たな取組への可能性も広がることが期待されている。むろん、これはまだ未知数の将来予想ではあるが、それでも地域社会という学外との多様な連携が、実質的に学内の変革につながる可能性は今後とも各地域の実情に応じた地方公立大学の取組の中で一層拡大していくことは確かであろうと思われる。

このように見てくれば、現在多くの課題を抱え、なかなかその抜本的な対策の見えない部分の大きい地方公立大学の男女共同参画推進においても、いくつかの新たな方策の方向性だけは少しずつ表れつつあると前向きにとらえることも十分可能であると思われる。

（いぬづか・きょうた 静岡県立大学教授）